様式２

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	教育庁総務課
契約締結年月日	令和５年６月２日
契約者名	野村興産株式会社
契約名	県立学校等における水銀使用製品（産業廃棄物）処理業務
契約金額 （税込み）	２，３７０，３９０円
随意契約理由	本業務は、平成２９年８月に発効した水銀に関する水俣条約に基づき、水銀使用製品の廃棄について適正に処理するものであり、将来的な不適正処理のリスクを低減するため短期間に集中的に回収・処分する必要がある。 また、各県立学校等が保管する水銀使用製品は水銀温度計やネスラー試薬など３０種類余に及び、これらすべての種類を廃棄処理可能な事業者を環境省推奨の「産廃情報ネット」から検索し、各業者に調査を実施したところ、野村興産（株）のみ該当した。 同事業者は、環境省から優良産廃処理業者として認定されており、日本で唯一の水銀リサイクル処理企業でもあることから、水俣条約の「環境上適正な方法で管理する」条項にも合致している。 以上のことから、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号及び山梨県財務規則第 137 条第 3 項の規定により随意契約とする。
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号